

平成18年3月30日付け新潟県病院局管理規程第9号（新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程）3ページの

<p><u>（一定年齢に達した医師等の昇給）</u></p> <p>第9条 57歳に達した日以後直近の3月31日を超えて在職する医師等の昇給は、<u>県の一般職員の例による医療職給料表（一）の適用を受ける職員の例による。</u></p>	<p><u>（昇給しない医師等）</u></p> <p>第9条 57歳に達した日以後直近の3月31日を超えて在職する医師等は、<u>昇給しない。ただし、当該医師等で勤務成績が特に良好であるものについては、昇給させることができる。</u></p> <p>別表第5（第2条関係） （略）</p>
---	---

は、

<p><u>（一定年齢に達した医師等の昇給）</u></p> <p>第9条 57歳に達した日以後直近の3月31日を超えて在職する医師等の昇給は、<u>県の一般職員の例による医療職給料表（一）の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p>別表第4（第6条関係） 医師職給料表初任給基準表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>学 歴 免 許</th> <th>初 任 給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医師、歯科医師</td> <td>博士課程修了</td> <td>1級29号給</td> </tr> <tr> <td>大学6卒</td> <td>1級5号給</td> </tr> </tbody> </table>	職 種	学 歴 免 許	初 任 給	医師、歯科医師	博士課程修了	1級29号給	大学6卒	1級5号給	<p><u>（昇給しない医師等）</u></p> <p>第9条 57歳に達した日以後直近の3月31日を超えて在職する医師等は、<u>昇給しない。ただし、当該医師等で勤務成績が特に良好であるものについては、昇給させることができる。</u></p> <p>別表第4（第6条関係） 医師職給料表初任給基準表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>学 歴 免 許</th> <th>初 任 給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医師等</td> <td>博士課程修了</td> <td>1級9号給</td> </tr> <tr> <td>新大6卒</td> <td>1級3号給</td> </tr> </tbody> </table>	職 種	学 歴 免 許	初 任 給	医師等	博士課程修了	1級9号給	新大6卒	1級3号給
職 種	学 歴 免 許	初 任 給															
医師、歯科医師	博士課程修了	1級29号給															
	大学6卒	1級5号給															
職 種	学 歴 免 許	初 任 給															
医師等	博士課程修了	1級9号給															
	新大6卒	1級3号給															

の誤り。

5ページの

「**第3条** 新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。
別表第4を削る。」

は、

「**第3条** 新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を次のように改正する。
別表第5を削る。」

の誤り。